出資者＝経営者間における利害調整のための事業別「拠出資本と留保利益の区別」

― 1794年プロシア普通国法をつうじたGAAPとしての位置づけ ―

(3)

石　川　　業

目　　次

1　序―本稿の目的
2　本稿の動機と背景
3　プロシア普通国法の組合規定・商事会社規定にみる
　事業ごとの拠出にもとづく出資者＝経営者間の利害調整
4　プロシア普通国法の組合規定にみる
　「拠出資本と留保利益の区別」と出資者＝経営者間の利害調整
　（以上，本誌第61巻第２・３合併号）
5　プロシア普通国法の商事会社規定にみる
　「拠出資本と留保利益の区別」と出資者＝経営者間の利害調整
6　自発的な実践から制度的な法規に吸収されたGAAPとしての
　「拠出資本と留保利益の区別」の位置づけ
　（以上，本誌第62巻第２・３合併号）
7　現在では「拠出資本と留保利益の区別」は
　出資者＝経営者間における利害調整のためのGAAPではないのか？
・プロシア普通国法から読み取られた「区別」の位置づけの整理
・整理規準の性質および使い方に関する補足
・GAAPとしての位置づけに関する留保
・規準①の照合―現代における日本の組合・合名会社規定にみる「区別」の用途
・規準②の照合―現代における直接的な財産分配の想定と「区別」のあり方
・規準③の照合―現代における社内資本金制度にみる事業別「区別」の実践
・規準④の照合―利害調整のための任意的な会計ルールを取り込みやすい法規定
　（以上，本号）
・規準⑤の照合―歴史的な経路という文脈への埋め込みの意義
8　結　　び

７　現在では「拠出資本と留保利益の区別」は出資者＝経営者間における利害調整のためのGAAPではないのか？

ここまでに１つの着想を得てきた，「拠出資本と留保利益の区別」のGAAPとしてのあり方は，近年（のとくに日本）における「区別」を決めるルールの制度上および研究上の位置づけに対して，どういう含意を与え，どういう反省を迫ってくるのか。このことを確認していくのが，本節の目的である。そしてこれは同時に，前節までにおける伏線的な検討を集約した，本稿全体としての結論を示す作業でもある。

その準備としてまず，論点のまとめも兼ねて，ここまで直接的には1794年プロシア普通国法から読み取ってきた「区別」の特徴ないし位置づけを，あらためて分割・整理しておきたい。その結果は，本稿の結論へとつながっていくから後述するとして，そのための整理の規準は，前もってここで示しておこう。これら自体も，導かれる結論とともに妥当性・普遍性を問われる対象になる。その規準とは，プロシア普通国法適用当時の「区別」が示唆する，①【一般的な用途】，②【会計処理の対象】，③【会計処理の単位】，④【ルールの形式】，および，⑤【歴史経路上のつながり】である[1)]。

①は，「区別」のいわば目的を示す。また，その目的を受けた，あるいは，

1）　このうち①～③にもとづく整理内容は，本稿と異なる問題意識をもった別稿で先行的に公表した（「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置づけ」『産業經理』第73巻第３号（2013年10月））。それはもともと，本稿の作業に依拠している。しかし他方で，前掲拙稿において検討が深まったのは，本稿における規準④である。その意味で前掲拙稿は，本稿にフィードバックを与えてくれている。これにより規準④について，また，それとは別に規準⑤についても，その記述がほかの規準と比べて分厚くなっている点は，本稿のほうに固有である。たしかに表面的には，両稿で重複する記述も少なくないが，それらを背後で支えている問題意識は同じでないから，規準の使い方や得られる含意も異なっている。とりわけ，本稿のほうについていえば後述していくとおり，会計の歴史研究がもつ意義に関わる規準⑤を，明確に視野に収めていることによって，前掲拙稿と比べ，通時的な意味の含意がより体系的になっていると思う（以上のことについては，あとの本稿脚注３もあわせて参照されたい）。

それを狙う（より内生的な）手段にあたるのが，②③である[2)]。そしてさらに，それらを取り巻く（より外生的な）環境を構成するのが，④⑤である。これらの規準にもとづく論点の整理をつうじて，現在の「区別」に対する位置づけの特徴がより明確にされるように，比較の対象ないし拠り所を（特定の研究方法を意識しながら）使い勝手のよいかたちでとりまとめておきたい[3)]。

この作業は，本稿の問題意識にもとづき，多少とも恣意性が伴うことを避けられないものの，前節までの検討結果を，できるだけ実質的に変えないままで便宜的・形式的に並び替えようとする試みである。試みといってもひとまずは整理にとどまるから，それによって必然的・即座に，たとえば（とくに共時的な意味で）「区別」の唯一の用途やあり方が示されるわけではないし，（とくに通時的な意味で）過去にあったと推定される「区別」の位置づけが現在に短絡させられるわけでもない。こういう結果や限界が事前に見越されているなら，後述する整理内容が従来まで必ずしも明確に取り上げられてこなかったのも，それほど不思議なことではなかったであろう。

しかし，だからといって，それがそのまま適切であったということにもならない。唯一の用途ではなくとも，本稿で取り上げてきたような（期間損益計算

2）　ここでは基本的に，目的が手段を導出または選択するという順序が想定されているが，「内生的」または「外生的」という表現の使い方は，ややルーズである。本稿における，それらの表現のより厳密な意味については，あとの本文で述べる。

3）　それらの規準のうち，まず，より内生的な位置にある①～③については，いわゆる規範理論および実証研究への展開を想定して，「目的⇔手段」の関係が成り立つように意識されている。ここで矢印が両方向ないし往復的になっているのは，「目的⇒手段」の関係（ある目的を所与として，そこから整合的・合理的に導かれる手段のあり方）を描き出す理論的な作業が，のちに，「手段⇒目的」の関係（その手段が原因となって，そこから結果として得られる目的の達成度合い）を辿る実証的な作業を可能にする，と見込まれるからである（ここでは，斎藤静樹『会計基準の研究〈増補改訂版〉』中央経済社，2013年，2－4頁参照）。その意味で，ここでの規準にもとづいた整理が，「区別」をめぐる因果解明の基礎をつくる，と考えられているわけである。本稿ではそれに加えて，①～③の見方に影響を与えてきたとみられる，④の外形と，⑤の経緯とを視野に入れることによって，前節までに得られた着想がその合理性を試されることになる。とくに⑤は，会計の歴史研究がもつ意義に関わる，本稿にとって重要な規準である。

や情報提供の局面というよりも）財産分配の局面において「区別」が使われることの認識は，会計の役割としてたびたびふれられる受託責任の（一部ないし全部の）解除までを視野に入れるなら，むしろ自然な認識ではなかったか？[4)] あるいはまた，現在の日本の制度会計においても「区別」をめぐる源流の軌跡がみられるなら，その源流にあたるプロシア普通国法の文脈に整合していた「区別」の位置づけは，いまなお可能性をもつのではないか？

こういう共時的・通時的な位置づけを問う意識が失われた状態で，より高い普遍性の理屈がみえてくるとは思えない。その状態のままであれば，とくに，企業形態を超えてクロス・セクションで想定されてきた「区別」がもつ，特定の用途の根拠・文脈までは視野が届かないとか，その用途は，少なくともプロシア普通国法当時いらいの系譜を成す時系列の上にあるのに，それが現在でも通用し得る局面・ケースのほうは無視される，といった決して合理的と思われない結果もまた，不思議でなくなってしまうのであろう。共時性と通時性は，目にみえるわけでも，自然と浮き彫りになるわけでもない。だからこそ，それらを明確にしようとする意識が，論者に必要なのである。

あとでも補足するとおり下記の整理はもともと，そのような意識に根ざしたものである。それらは，遠く離れた時空の現象の，整理のための整理を狙ったものではなく，本節のタイトルと最初の段落で示した問題提起に踏み込むための準備である。そこから，「区別」の位置づけをめぐって，より広い企業形態一般を想定した共時的な検討，および，日本の制度会計の沿革をふまえた通時的な検討につなげられることが企図されている。1794年プロシア普通国法から読み取られたものでありながら，現在まで展開されてきた日本の会計制度にも及ぶと理解されるような，そういう一般性を試そうというわけである[5)]。

4）　その視野については，前掲拙稿「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置づけ」を参照されたい。

5）　ここでは，（共時的ないし通時的に）説明可能な対象範囲を広くすることが，説明力を高めることにつながる，と考えられている（たとえば，大日方隆「整合性分析と実証研究」大日方隆編著『会計基準研究の原点』中央経済社，2012年，第20章所収，344頁参照）。なお，とくに，本稿で考えられている通時性について

本稿の成否は，ここにかけられている。あえて選んで，この200年以上前の源流だからこそ示し得ると見込まれた，「区別」を題材にする歴史研究の１つの意義は，とくに本節から次節にかけて問われることになる。難度が高いぶんだけ，論の運び方にも神経質にならざるを得ないが，慎重に検討を進めたい。

プロシア普通国法から読み取られた「区別」の位置づけの整理

本稿の結論に向かって，1794年プロシア普通国法から読み取られた「区別」の位置づけの，分割・整理から始めよう。以下ではまず，前掲①～⑤の順番で並べる【　】のなかに，５つの各規準を再掲してコロンを挟み，それらの規準にもとづいた整理の内容を結論的なフレーズで示す[6]。そして，そのそれぞれの下に，【　】内につき当面必要と思われる要点の説明（および関連する本稿の節）を付記する。

①【一般的な用途：出資者＝経営者間の財産分配をめぐる利害調整】

「拠出資本と留保利益の区別」は，企業形態を問わず，どれだけの財産を経営者の手許に残し，どれだけの財産を出資者に分配するのかについて彼ら（当事者）が検討・議論を行うときの，いわば（到達点というよりもむしろ）出発点とされていた。そういう用途の標準的な慣行として「区別」は，出資者＝経営者間の財産分配をめぐる利害調整の到達点に向けて任意変更可能な，初期設定ないし予備の公的なルールにも取り込まれていた

いえば，それは，過去から現在，さらには，将来までにわたる通時性ではなくて，過去（プロシア普通国法）から現在（わが国会計制度）までの範囲にとどまる，その意味での限定的な通時性である。それに依拠して目指されているのは，たとえば会計上，外生的な変化が内生的な変化につながることを把握するような動態分析というよりは，外生的な変化があっても内生的に変化していない部分を把握するための分析，である。その目標に照らせば，なお上記の意味の通時性の把握も有効であろうと，本稿では考えられている。

6）　より具体的には，１つの規準ごとに，丸数字【整理の規準…：整理の内容…】という要領で表記していくことになる。

（第４節および第５節）[7]。

②【会計処理の対象：経営者から出資者への
直接的なアウトフロー確定の基礎】

①を予定して「区別」はとくに，経営者から個別の出資者に対する財産分配が生じる局面・文脈・想定のもと，そこでの金額確定の基礎・根拠を与える役割を担っていた。その財産分配のあり方として具体的に想定されていたのは，資本市場をつうじた企業価値の分配というより，個別の債権者に対する借入金返済・利息支払いに類似した上記の，経営者から出資者に対する直接的な財産のアウトフローであった（第６節）。

③【会計処理の単位：出資者から経営者への直接的なインフローおよび
事業活動からのインフローが帰属する，事業（ないし出資者）】

①②を見越しつつ事前に，出資者から経営者に対する直接的な財産拠出（拠出資本）の把握と，事業活動からの利益持分（留保利益）の把握が別個に行われ，「区別」が準備・構築されていく。それら２つのインフローの把握には必ずしも，たとえば１つの企業に１つの「区別」だけしか構築できないといった拘束や一意性は課されない。「区別」はもともと，事業（部制）のあり方（ないし個別の出資者ごとの持分・財産分配のあり方）に応じ，事業別（ないし出資者別）に行なわれ得るものであった（第３節，第６節）。

7）　このように企業形態をまたぐ「区別」の一般的な用途についての認識は，本稿が拠り所にしてきたプロシア普通国法のあり方からいって，もしかすると，当たり前（出来レース）のようにみえるかもしれない。というのは，同法でも，たとえば組合規定のうち，同じように使える規定は商事会社にも準用させていく，という仕組み・建付けがとられていたからである。しかし当然ながら，逆にそのような準用をさせないこともできたはずである。だから，同法のいわば制度的な建付けないし形式は，ここまでの結論にも，そしてここからの整理にも，影響を与えない。

④【ルールの形式：当事者間の利害調整に向けて任意変更可能な法規定】

①②③はもっぱら，当事者間での自発的・私的な実践にもとづいたものであって，そもそも本来，公的なルールの形式を要件とはしなかった[8)]。それでも，財産分配をめぐる紛争（コスト）を広く緩和するために「区別」が公的ルール化されるとき，そのルールの形式として使われたのは，法律上の任意規定であった。これはたしかに，現在のわれわれが知る会計基準という形式の発想・選択がなかったとみられる時代・地域のことではある。しかしなるほど，財産分配のための「区別」のあり方には当の本人たちによる任意性・多様性もあってよい，という利害調整の想定下ではもともと，情報提供の画一性ないし比較可能性が求められる会計基準の形式よりも，個別のアレンジが可能な，いわば「区別」の大枠までを決める任意（的な法）規定の形式のほうが，有効であったかもしれない（第６節）。

⑤【歴史経路上のつながり：日本の現行制度会計における①～④の実在】

プロシア普通国法が，相対的に規制の弱かった時代の実務を取り込んで示していた「区別」の一般的な用途は，ほかの目的（たとえば債権者保護）に起因する変更が加えられながらもおおすじで，のちのドイツ会計制度，

8）　念のためにいうと，本稿がここまで注目してきたのはあくまで「区別」の会計それ自体が実務にもとづくかどうかである。それについて結果として肯定的な答えが得られる場合でも，その「区別」の運用結果としてたとえば（留保利益にもとづき）配当を行うか否かについて最終的にどのような判断を下すかは，もとより当事者たちにゆだねられている。彼ら自身が，留保利益は配当不可にしたいというのなら，そういう別段の定めを自ら定款等に置けばよいだけの話しであったろう（この点については，たとえば，川端保至「会社法制の萌芽と株式会社会計―ドイツの会社定款と株式会社会計実務」千葉準一＝中野常男責任編集『会計と会計学の歴史』（斎藤静樹（主幹）＝安藤英義＝伊藤邦雄＝大塚宗春＝北村敬子＝谷武幸＝平松一夫総編集『体系現代会計学［第８巻］』）中央経済社，2012年，第５章所収，187-188頁も参照）。

つまるところ，留保利益額を配当するかどうかと，「区別」をもとにその判断を行うかどうかというのは，時系列的に発生順の異なる，別の論点である。順序としては，後者の論点が先であり，それを受ける前者が後である。会計実務における「区別」の利用の有無は，本稿でも当然まず後者の論点にかかっている。

ひいては，わが国会計制度へと引き継がれていった。このような歴史経路の通時性を意識した⑤の見込みがなかったら，そもそも前掲①～④は抽出されなかった。その一方，ここでの⑤自体の判定ないし反証は最終的には，ある時代ごとの共時性を意識した①～④の確認によって行われることになろう。いうなれば，時代を遡ったときには，⑤の見通しが①～④の規準を得る発端であったが，本節で逆に時代を下るときには，①～④の判定が⑤の規準をたしかめる手段になる。どちらの場合も，「区別」の位置づけを共時的・通時的に検討するためには，この⑤における歴史的な観点（を独立させておくこと）が必要，というわけであった（第１節～第６節）。

これらの規準ないし整理内容をのちほど，近年までの日本の制度会計および会計実務における「区別」のあり方に重ね合わせてみよう。それらは要するに，1794年プロシア普通国法の「区別」を，現在の日本の「区別」に重ね（照らし）合わせてみる作業である。そしてそのような，とくに沿革性をふまえた照合の結果として，不整合や矛盾といった「ずれ」のない（大きくない）ことが確認されるなら，本節タイトルの問いに対して一定の（反証されなかった，という意味で肯定的な）回答を提示できると，ここでは考えられている。もちろん，その結論はあくまで，前節までと同じ趣旨・程度の（理論）仮説提示的な結論にとどまるわけだが，そこに残される課題は，もう再論しない。それよりも，以下で重要性を増してくる次の２点についてのみ，明示的な補足と留保を加えておこう。それらが，あとに続く照合作業の意味をより明確にするはずである。

整理規準の性質および使い方に関する補足

第１に，上述の整理内容すべてに共通する性質と，それらをこのあとの検討に使っていく方法に関する補足である。

上掲の規準①～⑤は，現在の日本における制度的な会計に重ね合わせられていくことが見越されているために，本稿の問題意識にもとづく主観（ある特定の結論が出やすくなるだろうという見通し）が介在したものであることを否定

できない。しかも，たとえあくまでプロシア普通国法を対象にしたものである，というにとどめる場合でさえ，ある論者・想定・文脈にとっては自然な整理も，ほかの論者・想定・文脈にとっては不自然であるかもしれない。

たとえば規準①は，会計の機能の通説的な２分類にもとづいていえば，情報提供機能ではなく利害調整機能のほうを想定していることになるが，その是非自体が，１つの論点になり得るのであろう。「区別」の位置づけを考えるとき，利害調整機能を視野に入れるのか入れないのか，またさらに，視野に入れるとしても会計数値にもとづく利害調整に，財産分配を含めるのか含めないのかという論点をめぐっては，見解が分かれるとみられる。これらの論点のいずれかについて後者の見解がとられる場合には，「区別」もGAAPには含められない可能性がある。

そうであるなら，このあと上掲の整理を現在の事象に照らし合わせるとき，できるだけそういった見解の分岐点にふれておくことにしたい。というのも，結果としての見解の相違が相違のまま据え置かれて，その根拠になった前提・想定の違いは確認されずに議論がすれ違って前進もないという，現在でもたびたびみかける事態は，もう可能なかぎり避けたほうがよいと思うからである。だからこそあとの議論では，結論の提示だけにとどまらずに，そこまでに至る過程にあって結論を分け得る論点を，上掲の規準ないし尺度に即しながら確認していく。そうすることによって，なにが論者ごとに「区別」の見方を変える想定や論点になってきたのかが，より明確に描出されやすくなるはずである。ここまでの整理はすでに，そういう見込みをもって行われている[9)]。

9）　もっとも，会計数値にもとづいた利害調整（ないし財産分配）が視野に入らない論者は多くないであろうから，その分岐点を強調する必要はあまりないであろう。より重要な分岐点は，そこでの当事者としてだれを想定するのか，であると本稿では考えられている（そのことは，ここまで，および，のちの本文からも読み取られると思う）。

GAAPとしての位置づけに関する留保

続いて第２に，「区別」のGAAPとしての位置づけに関する，あらためての留保である。

特定の会計処理方法がGAAPに実質的に含まれるのかどうかを確認しようとするとき，関連する会計実務（のすべて，または，多く）を直接の題材にする方法も考えられる。しかし，ここでは基本的に，その実際の会計処理に対して規範性・強制力を付加する，公的な文書にまとめられたルール（とくに法規定）を入り口的・直接的な検討対象にしながら，「区別」のGAAPとしての位置づけを探っていくことにしよう。（次の段落でも確認するとおり）そのぶんだけ結論も限定されることになるであろうが，それが前節までの作業との比較・対応を可能にするやり方でもあろう。そしてそれはまた，ルールの形式とGAAPの実質との関係（形式が会計基準でなければ，つまりたとえば，形式が法規定であればGAAPではないのか？）を問うきっかけにもなるはずである。

もちろん，そこで取り上げられる公的ルールは必ずしも，実務を反映しているとか，あるいは，実務と相性がよいとはかぎらない。いったん，規定・基準として設定された会計ルールは，たとえ実務で使い勝手が悪くても，すぐには変更・削除されずに残ることもあり得る。その意味で公的ルールは，ある種の慣性をもつ[10)]。古い伝統をもつ公的な会計ルールが，たとえ設定当初は自発的な実務にもとづくGAAPであったとしても，現在もそうであるか否かは１つの問題であろう。本稿第６節におけるように，簿記テキスト等を初めとする文献（本節ではせいぜい，事例をふまえる研究論文まで）を手がかりにして，より間接的に会計実務を参照・推知する，という結論補強の試みは，以下でも必要に応じて，ここまでの方法と統一を図るのがすじだと思う。もっとも，やはりそれは，より直接的に実務そのものを観察する作業と違っていることは，自覚しなければなるまい。

---

10)　たとえば，伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店，1996年，はしがき，v 頁参照。

それでも，ここであえて現在の公的ルールを対象にした検討に踏み込めるのは，規定・基準それ自体から短絡的・形式的に（実務に支えられた）GAAPの位置づけを引き出すような意図からは距離をおいて，より意識的・実質的に，その位置づけを連想させる歴史的な背景・経路のほうを想定しながら検討を行うことが，本稿ではここまでに引き続き，なお可能だと思うからである。もとより，上でふれた公的ルールをめぐる「慣性」についての問題意識は，「区別」に代表される古いルールの評価に一方的にネガティブな予断を与えて，結論を先取り的に決めるものというより，むしろ，その評価を慎重・厳密に行うよう配慮を求める，注意喚起であろう。

それによってここでも，次のことを確認・検証しようとする動機が与えられている。すなわち，上掲の整理規準のもとでまとめた「区別」の特徴が排除されず，現在もなお残されているのなら，それは実務になじんでいるからとか，少なくとも実務を阻害していないから，なのかもしれない（そうでなければ，ずっと以前に廃止されていておかしくないはずである）。その意味における，既存の公的な会計ルールないしGAAPとしての「区別」の存在意義は，反証されるか否か。それを探ろうとする本稿の姿勢を，ここでも明確にしておきたい。

規準①の照合―現代における日本の組合・合名会社規定にみる「区別」の用途

上述の発想から，まず，「区別」の【一般的な用途】に関する規準①を現代に照らし合わせる作業に取りかかる。

その照合の対象として最初に，現在の日本における民法上の組合規定を選ぶのがよいであろう。たしかに，それ以外にもたとえば，商法上の匿名組合規定や，ほかの個別の準拠法にもとづく，いわゆる特別法上の組合も，照合の候補になり得るかもしれない。しかし，プロシア普通国法における組合の，出資者が無限責任を負う仕組みを初めとした基本的な類似性[11]（さらに，このあとにふれる合名会社への準用）や系譜的な連続性をふまえると，民法上の組合規定

11）　その詳細については，本稿第４節を参照されたい。

を対象にした照合に，より大きな意味があるはずである。そしてそれに続いて，合名会社についての現行の規定を取り上げよう。というのも，組合についてと同様，合名会社の企業形態のあり方が，プロシア普通国法における商事会社に近いとみられるからである。

以上の見方にもとづいて，まず現行民法の組合規定のうち取り上げたい規定は，「組合員の損益分配の割合」と題された，次の第674条である。

民法第674条

当事者が損益分配の割合を定めなかったときは，その割合は，各組合員の出資の価額に応じて定める。

利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは，その割合は，利益及び損失に共通であるものと推定する。

ここではなによりも先に，この規定が，当事者間での合意（組合契約または総組合員の合意）にもとづいた別段の定めがあれば従わなくてよい，任意規定の性格をもつことを確認しておこう[12)]。その性格は，同条の「…定めなかったときは…」（第１項）といった文言に現われている。当事者たちがあらかじめ，別の損益分配の割合を定めているとか，利益と損失のそれぞれについて異なる分配の割合を定めているとき，財産分配のあり方は，そちらの定めに依拠することになる。

次に，この規定の文言からは判然としない，「損益」，「利益」および「損失」の意味を確認したい。これもまた任意規定の性格を反映して，当事者間の合意にもとづき，期間損益を意味することにしてもよいし，あるいはまた，それらの累積（いわゆる繰越損益）を意味することにしてもよい，とみられている[13)]。他方で，本稿にとってより大きな関心があるのは，そういった合意がなかった

12)　たとえば，鈴木祿彌編『新版　注釈民法（17）　債権（8）』有斐閣，平成５年，125-129頁（品川孝次）参照。
13)　たとえば，鈴木編，前掲書，125-126頁（品川）参照。

場合に，この規定が想定するのが，上記２つの意味のうちどちらなのかということである。これについて一般に，当該規定がいう「損益」とは，まずは留保利益または繰越損失のほうを意味するものであって，あえてそれ以外としたい場合には期間利益または期間損失とすることもできる，とみられているようである[14)]。

上掲の民法第674条に関して最後に，損益分配の割合についても，初期設定的・予備的には「各組合員の出資の価額に応じて」（第１項）定められるという点を確認しておこう。これは必然的に，「区別」を行うことを要求ないし推奨する規定であろう。というのも，当事者たちが（同項と異なる定めを設けることもできるが，それを設けずに）同項をそのまま適用しようとするとき，「各組合員の出資の価額」つまり拠出資本の金額が把握されていなければならないからである。そのためには，（出資者別の）「区別」が必要である[15)]。

ここまでの民法上の組合規定に続いて今度は，合名会社規定を取り上げよう。平成17年改正前商法のもとでは，その第68条[16)]をつうじて，上述の組合規定が準用されていた[17)]。そして，平成17年制定会社法のもと，「社員の損益分配の割合」と題された第622条の条文も，下記のとおり，前掲した民法第674条の

---

14)　たとえば，鈴木編，前掲書，126頁（品川）参照。

15)　関連して，「脱退した組合員の持分の払戻し」と題された民法第681条では，そこでいう「持分」の金額について具体的な内容が示されてはいないものの，後続の民法第688条第３項「残余財産は，各組合員の出資の価額に応じて分割する」という規定から，そこでも組合における出資額（拠出資本の金額）の記録が前提にされているとみられる（このことについて，たとえば，納屋雅城「民法上の組合における損益分配の割合の推定の例外―東京高裁平成一五年一一月二六日判決を素材として―」『近畿大學法學』第53巻第１号（2005年７月），21頁参照）。

16)　次に示す同条は，平成17年改正前商法の第２章「合名会社」第２節「会社ノ内部ノ関係」（上点―石川）に置かれた規定であった。

第68条

会社ノ内部ノ関係ニ付テハ定款又ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ組合ニ関スル民法ノ規定ヲ準用ス

17)　たとえば，上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法(1)　会社総則，合名会社，合資会社』有斐閣，昭和60年，215-217頁（伊沢和平）参照。

それとほぼ同じである。したがって，結論的には，これらの合名会社規定についても，上の民法上の組合規定についてと同じことがいえる[18)]。

会社法第622条

損益分配の割合について定款の定めがないときは，その割合は，各社員の出資の価額に応じて定める。

利益又は損失の一方についてのみ分配の割合についての定めを定款で定めたときは，その割合は，利益及び損失の分配に共通であるものと推定する。

以上のとおり，ここでの規準①と重ね合わせて整合的に，現在の日本における組合規定・合名会社規定でもなお，「区別」にもとづいた財産分配をめぐる利害調整が初期設定されている。しかも，出資者が無限責任を負う，これらの企業形態における「区別」は，債権者保護よりも先に，出資者と経営者の間の利害調整のために使われることが想定されているといえよう[19)]。

そこではたしかに，まずは，「区別」を前提として取り込んだ，初期設定のデフォルト・ルールを使用するかどうかが，当事者（出資者と経営者）たちにとっていわば出発点になる。しかし同時に，基本的には上の初期設定の使用が想定された状況のもとで，最終的な意思決定を当事者たちにゆだねる「区別」は，彼ら自身が財産分配のあり方を具体的に検討していくときの，デフォルトの出発点にもなっている。そこからいわば到達点としての個別的な選択・調整

---

18)　平成17年改正前商法の合名会社規定についてのものであるが，実質的に平成17年制定会社法の合名会社規定にも通用するとみられる伝統的な理解として，ここではとくに，上柳＝鴻＝竹内編集代表，前掲書，215-217頁（伊沢）参照。

関連して，「出資の払戻し」と題された会社法第624条の第１項第１文「社員は，持分会社に対し，既に出資として払込み又は給付をした金銭等の払戻し（以下この編において「出資の払戻し」という。）を請求することができる」という規定では，合名会社における出資額（拠出資本の金額）の記録が前提にされているとみられる。

19)　本稿脚注16（における上点を付した箇所）に加えて，たとえば，神田秀樹『会社法〔第15版〕』弘文堂，平成25年，288-290頁参照。

が当事者たちごとに確定されていく，という想定である。「区別」は短絡的に，拠出資本の金額を（すべて）分配不可能として拘束するわけでも，留保利益の金額を（すべて）分配可能として分配させるわけでもなく，もともと直接的に財産分配を裁くとはかぎらない。そのようないわば大枠を参照しつつ，当事者たちがあえて留保利益を残す判断をすることも，拠出資本を先に減らす判断をすることも排除しない，「区別」はそのような意味の，財産分配をめぐる利害調整の出発点である。

こういった具体的な場面の背景を取り巻く，出資者＝経営者間での財産分配をめぐる利害調整の想定は，ここまでにみてきた法律規定の題目等からも示唆されていたところであり，また，配当規制という表現で思い浮かべられそうな強行規定とは異なる，任意規定という形式からも窺われた想定でもあろう[20]。「区別」の意義を，債権者保護だけに結び付けて考えようとするときは，上述したことがらを視野の外に置くこと（の理由）が必要になってくる。出資者＝経営者間の財産分配が，会計数値にもとづいた利害調整に含まれないとみるにしても，（あるいはまた，そもそも利害調整は会計の役割でないとみるにしても，）根拠の説明が必要になるわけである。以上の意味で，その想定が「区別」の位置づけの分岐点である。

なお，ここまでに注目してきた任意変更可能なルールの，実務における運用

---

20)　なお，日本の民法および商法の制定いらい，それらの規定の想定・趣旨に変化はないと解される。組合については，明治23年旧民法の財産取得編第６章「会社」規定（とくに第136条～第138条），また，合名会社については，明治23年旧商法の第６章第１節「合名会社」規定（とくに第96条～第97条，および，第105条）参照（いずれについても，資料は我妻栄編集代表『旧法令集』有斐閣，昭和43年）。これらとあわせて，納屋，前掲論文，６-10頁も参照。

ただし，率直にいってその想定・趣旨は，とくに本稿の方法による場合，日本で積み上げられてきた「区別」の実務に，直接的に依拠するとは，いいづらいかもしれない。なぜならここまでの，GAAPとしての「区別」の位置づけは，プロシア普通国法の当時（における実務）を，より直接的な根拠にしてきたからである。日本における「区別」は，本稿ではせいぜい，起源の段階からのGAAP，といえるにとどまるかもしれない。それでも，上の規定の趣旨は実務との対応が考えられたものであったことについて，納屋，前掲論文，7-10頁を参照されたい。

実態がどのようであるのかという点も，重要な調査対象であろう。しかしその調査は，本稿のここまでの方法と性格が異なっている。そのためそれは，別の機会にゆだねておくほうがよさそうである[21)]。以下では，引き続き一貫して，あくまで本稿の方法に専念しよう。その方法に従って明らかにしてきたとおり，会計が行われるのは株式会社においてのみではないから，ここまで組合や合名会社におけるルールを取り上げたことは，そのぶんだけ広く，「区別」の共時的な普遍性を探るという目的に適っていたはずであろう。企業の形態も（法人格の有無も），出資者の有限責任・無限責任も，ひいては，債権者保護という目的の有無も，「区別」の有無を決定づけるわけではなかった。その裏返し的にいえば，「区別」の一般的な用途は，出資者＝経営者間の財産分配をめぐる利害調整に見出されたのであった[22)]。

この見方に立つと，矛盾なく理解できる範囲がさらに広くなることがわかる。たとえば，拠出資本の金額の減少ないし分配に際して，経営者に出資者の合意を求めてきた伝統的なルール[23)]を説明できる（債権者保護だけを意識するときは無理であろう）。それはさらに，現代の簿記テキスト等において，組合での「区別」が前提にされていることにも整合的である[24)]。他方で，それに加えて

21）　その（断片的な）調査については，前掲拙稿「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置づけ」，159頁を参照されたい。

22）　ここでは（原初的すぎる特徴づけかもしれないが）とくに，Ｊ．Ｓ．ミルによる「帰納の五つのカノン」のうち，第一（一致法），第二（差異法），および，第三（一致差異併用法）の「カノン」により，「区別」の一般的な用途が抽出されたかたちになっていると思う（なお，当該「カノン」について，ここでは，内井惣七『科学哲学入門―科学の方法・科学の目的』世界思想社，1995年，27-32頁参照）。

23）　たとえば，会社法第447条～第448条（これらは株式会社規定）および第620条～第626条（これらは持分会社規定），昭和49年修正前「企業会計原則」損益計算書原則・六，ならびに，同注解・注８および９参照。

24）　実務との関係は必ずしも明らかでないが（もちろん，そもそもそれを明らかにしてくれるテキストは少ないが），たとえば，久野光朗編著『新版　簿記論テキスト』同文舘，平成19年，199-200頁（松本康一郎）は，組合における損益の資本振替えを示している。けれどもそれは，「出資額に応じた」損益の分配を（そこに当事者の異論がないものとして）予定しているからであろう。そういう分配は，当然ながら「区別」なしには不可能である。また，組合における「積立金」の計上もまた，「区別」なしには行えないことになるであろう（このことについて，

「区別」が（複数人の当事者がいないとあり得ないはずの）利害調整のために使われるという見方からは，個人商人・個人企業での，いわゆる利益の（自動的な）資本振替えが18世紀の簿記教本から現在の簿記テキストにかけて多く説かれてきたことにも，不思議はない。それはそもそも，「区別」にもとづく当事者間の利害調整が必要なかった局面の話しだといえるからである[25)]。

以上のような，「区別」の一般的な用途の理解は，本稿における共時的かつ通時的な検討の，1つの成果である。これが，「目的⇒手段」の関係をつうじて，後続の（2つの）規準を多かれ少なかれ支配してくることになる[26)]。

規準②の照合―現代における直接的な財産分配の想定と「区別」のあり方

続いて，「区別」の【会計処理の対象】に関する規準②を，ここでも現在の

ここではとくに，片野一郎『新簿記精説（下巻）―財務会計の理論と実務の精講―』同文舘，昭和58年，715-718頁，および，古賀実「〈研究ノート〉協同組合簿記の若干の問題点」『商學討究』第20巻第3号（昭和44年12月），84頁参照）。ちなみに，現代の組合の簿記でも，公的な帳簿ないし公表される書類に，出資者別の「区別」（これについては，本脚注で前掲した文献参照）が必ずしも示されないのは，プロシア普通国法の時代におけるのと同じである（本稿第6節参照）。

25)　なお，拙稿「勘定理論と「拠出資本と留保利益の区別」の主従―名目・実在勘定の分類と損益資本金振替えの可否との関係―」『日本簿記学会年報』第28号（2013年7月）も参照されたい。

ちなみに，個人商人・個人企業では「区別」は行われない（といわれる）から，それは会計の（本質的な）論理ではない，という趣旨の見解が示されることもある（あくまで一例だが，たとえば，川本淳「エンティティーと持分」斎藤静樹＝徳賀芳弘責任編集『企業会計の基礎概念』（斎藤静樹（主幹）＝安藤英義＝伊藤邦雄＝大塚宗春＝北村敬子＝谷武幸＝平松一夫総編集『体系現代会計学［第1巻］』）中央経済社，2011年，第4章所収，191-192頁参照）。しかし，この脚注を付した本文に照らして（また，拙稿「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」安藤英義先生退官記念論文集編集委員会『会計学論考―歴史と最近の動向』中央経済社，2007年に照らして），すでに危ういその見解の延長線上では，投資家の投資意思決定に資するという目的も，会計の（本質的な）論理ではなくなるであろう。なぜならその目的も，個人商人・個人企業とは無縁だ（といわれる）からである。

26)　前掲拙稿「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置づけ」で，とくに規準①についての記述（156-157頁）が厚めになっているのも，そのためである。

日本の組合・合名会社に重ね合わせてみよう。ただし今度は，関連する規定の背後に置かれた，やや抽象的な想定自体との照合から一歩進んで，その想定がもたらす，より具体的な会計処理との照合までも視野に収められていく。検討の対象が，「区別」の目的や理念にとどまらず，それと連動して選ばれる手段の中身にも拡張・連結されていく，というわけである。

前節（第６節）までに，プロシア普通国法のもとにおける，「区別」に依拠した出資者＝経営者間の利害調整のあり方をみてきたことで，そこには具体的な会計処理に関わる１つの想定がある，といえるようになっている。その想定が，ここで照合されていく規準②である。それは，本節の初めのほうでまとめたとおり，（債権者に対する借入金返済・利息支払いに似た）出資者に対する経営者からの直接的な財産のアウトフローの想定，であった。もっとも，わざわざ強調しなくとも財産分配といえば，一般的には，そのあり方として配当や自己株式取得等による，出資者＝経営者間の直接的な財産のフローを想起するのが自然かもしれない。だとすれば，規準②の内容をあえて独立させる意味も，理解されにくいであろう。

しかし，出資者が，より広い意味での財産ないし価値の分配に与る方法は，上述の取引にかぎられない。持分の売却によっても，出資者はその財産を回収できるからである。保有する持分を売却しやすい，株式会社のような企業形態が用意され，その持分の取引市場が整備されているとき，経営者から直接的な財産分配が行われなくても，出資者はそれと同様の帰結に至ることができる。そのことをふまえるなら，規準②の内容は当然のものではなく，相対化されて，程度はさておき限定された想定にみえてくるであろう。組合・商事会社（合名会社）規定を対象にした時点で必然的であったかもしれないが，株式会社規定をもたなかったプロシア普通国法のもとでは，資本市場での出資者による投下資本回収も想定されにくかったはずの当時の時代背景をふまえればなおさら，出資者＝経営者間の直接的な財産のフローだけが想定されていた（その想定が自然であった）といってよい。

ここで重要なことは，この想定が「区別」の必要性に関係をもつとみられる

ことである。つまり，経営者＝出資者間での直接的な財産分配が行われる想定と，それ以外の想定（具体的には，出資者間での持分売買[27]，いわば間接的な財産分配が行われる想定）では，次に述べていくように，「区別」の必要性が変わってくると考えられる。まず，規準②と異なっている後者の想定から取り上げよう。この想定のもとでは，経営者側の会計で「区別」が行われる必要性が不明確になる。というのも，出資者の持分売買とその会計処理は，あくまで当該出資者の手許で完結するから，である。

すなわち，持分の取得原価（ないし簿価）[28]，売却価額（ないし時価），ならびに，それらの差額（つまり売却損益）の計算・記録は，各出資者側における会計だけで行われ得る。当然のことではあるが，その計算・記録は，経営者側で「区別」が行われているか否かとは無関係に，可能である。たとえ株主資本が経営者側で内訳なしに開示されるとしても，あるいはまた，それが時価評価されるとしても，出資者間での持分売買とその会計は実行できるわけである。結論的にいえば，資本市場での持分取引は，「区別」を前提にしない。

その一方で，規準②自体といえる前者の想定のもとでは，結論が違ってくる。経営者から出資者への直接的な財産分配を想定するとき，そのために拠出資本は出資者ごとに個別に記録管理される事情が生じていたし，留保利益の分配の割合も拠出資本の金額からだけで自明になるとはかぎらず，それぞれの当事者ごとに個別に決められ得る。この想定にあっては，「区別」は前提ないし必須である。それがないと，各出資者の持分額も分配される金額も決まらないから，分配も行えない（少なくとも，行いづらい）。さらには，ここでの「区別」の

---

27)　その売買は，より具体的にいえば，ある投資家（既存の出資者ないし株主）と，ほかの投資家（新規の，または，ほかの既存の出資者ないし株主）との間で，持分（株式）が売買される取引のことを意味している。その実質さえ共通していれば，当該持分売買が市場取引によっている場合でも相対取引によっている場合でも，ここでの論旨は変わらない。

28)　なお，その取得原価ないし簿価が持分法の適用を受けない場合を考えたほうが，続く本文を読みやすくなると思う。しかし，持分法の適用を受ける場合でも，「区別」の必要性に関する本文の流れは変わらない（変わるのは，経営者側における期間損益計算の開示の必要性まで，である）。

具体的な内容は，経営者から出資者への直接的な財産分配に，より適したものである必要がある。

要するにそれは，市場をつうじて分配される企業価値（企業にとって未実現ぶんを含む）というよりも，相対的に企業からの分配根拠にしやすいような，実現した金額ないし実績値である必要があろう。現実に，そういった実績値としての拠出資本額が記録されるのは，それにもとづいて各出資者への払戻しも円滑になるからである，と解される[29)]。これらのことからすでに，現在の企業会計の実務に照らしても，規準②の整理内容は確認される（否定されない）といってよいであろう。というのは実際，上述の直接的な財産分配がいまもなお想定されることに加え，その想定に基本的に整合する「区別」が行われているからである[30)]。

ちなみに，ここでの規準②に関しては，（上でもふれたが）その内容をあえて別個独立に論じなくとも，規準①によってすでに，特定の「区別」が想起されるとみられるかもしれない。しかし，その想定は絶対ではない。「区別」を財産分配に使うといういわば理念ないし目的が，それだけで具体的な会計処理を決めるとはかぎらない。ひとくちに「区別」といっても，たとえば，いわゆる包括利益をもとにした留保利益の計上や，持分（株式）の時価に（つねに）もとづいた拠出資本の測定も考えられるからである。そして，これらは，実績（確定）値というよりは予測（見積，未確定）値にもとづいた「区別」を構成

---

29)　この解釈からいえば，払戻しが想定されない場合とか，少なくともその想定が弱い場合には，別の測定値が選択されてもおかしくないことになる。このことについては，拙稿「わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質―会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度―(1)(2)(3・完)」『愛知経営論集』第155号・第156号・第158号（2007年2月・2007年7月・2008年7月）を参照されたい。

30)　ここで「基本的に」といっているのは，とくに，出資者別の「区別」が実際に行われていることまでは一般的な確認をとれないものの，とにかくも個別の出資者への財産分配によって拠出資本と留保利益とが確定的に減らされているからである（自己株式会計のむずかしさ（「「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定」『経営総合科学』第88号（2007年3月）参照）があってもなお，そういえる）。

する。他方で，経営者と出資者との間で直接的な財産分配が行われる場合は，対照的に，実際に拠出された資本額と，実際に稼得・留保された利益額とが，相対的に自然な構成要素になる。

もちろん，経営者から出資者への財産分配のあり方として，ほかに，特定の持分を（予測値としての）時価で買い上げる，というかたちもあり得る。とはいえ，それと同様の財産分配を（すべての持分についてではなくても）多くの持分について行おうとすれば，そのときまでに（見積りとしての）企業価値に実現していない部分があるかぎり，事業を清算する必要さえ生じるであろう（とくに，「株価総額＞純資産簿価」の場合を考えてみるとよい）。この場合には，そこでの目的に適合する，（実績値にもとづくものとは）別の「区別」のあり方か，あるいは，そもそも「区別」以外の数値が必要になると思われるのである。

以上のように，市場での持分取引を想定するかどうかは，出資者＝経営者間の財産分配をめぐる利害調整に関する，「区別」の必要性とあり方を左右する分岐点になるとみられる。もちろん，「区別」がその用途に使われてきたことが認識されていない場合は，ここでの分岐点に到達しないであろう。しかし，そういう素朴な不認識とは一線を画するのが，出資者と経営者とを，会計数値にもとづく利害調整のプレーヤーとしては認知しながらも，とくに「区別」をめぐる当事者としては強いて想定するまでもないと考える，相対的に市場での持分取引を前提とする見方であろう[31)]。

もはやその前提は当然といえるほどに，現在の日本における株式会社制度と資本(株式)市場は整備されているとみられる。この状況のもとではたしかに，出資者＝経営者間での「区別」の必要性があらためて問われよう。仮に出資者の側から（経営者の経営方針等についてだけではなく）財産分配局面での利害調整に不満が生じても，「区別」のあり方とは無関係に，彼らはその企業持分

31)　斎藤，前掲書，第８章および第19章は，その代表的な見解であると思われる。

を売却すればよいだけなのかもしれない[32]。いわゆる所有と経営の分離が進んだ状況にあって，そもそも出資者と経営者がどういう意味で，どこまで「区別」を利用して利害調整を行うのかは，なお未解明の論点である。

他方で，上述の分岐点からは，経営者から出資者への直接的な財産のアウトフローが生じる企業を想定すればするほど，そこでは「区別」が利用されやすくなる，という見方につながる。実際には市場で持分取引が行われない企業も，その企業形態を問わず存在するであろうし，その（出資者間での）取引が比較的に行われやすいのは，とくに上場企業においてであろう。ならば，出資者＝経営者間における「区別」の意義をもっぱら，上場企業におけるものとしてというより，非上場企業（すでにふれた個人商人・個人企業を除く）のそれとして論じる方針も，あり得るのかもしれない。

しかしここでは，資本市場を前提にしない意図とか，または，非上場企業の想定を一般化する意図まではない。というのも，問題は，出資者＝経営者間の財産分配が想定される程度である，と考えられているからである。非上場企業だけでなく上場企業においても，経営者から出資者への直接的な財産のアウトフローは，生じている。だから，そこでの「区別」の利用のあり方は未解明の（不思議な）論点であると，上で述べたわけである。このように，想定される企業が上場企業かどうかということも議論の分岐点になり得るわけであるが，ともあれ「区別」の意義もまた，０か１のどちらか一方ではない，ということでもあるのだろう。

いずれにしても「区別」は，特定の出資者と経営者との間の直接的なフローに結び付いてきたルールである[33]。それが会計人たちの間で強固に共有されて

---

32)　ただし，出資者が財産分配を受ける方法として，配当と持分売却は，その時点の回収資金の面では同じであり得ても，持分を手放すか否かの面では経済的な帰結が実際には異なり得る。

33)　ちなみに，「区別」というルールの意義を，企業維持に結び付ける見方もみられるが，それは本稿では，ここでの本文で考えられているような出資者＝経営者間の利害調整に含まれる。企業維持を考えるか考えないか，また，考えるとして，どのようにであるかは，最終的には，彼らの裁定にゆだねるほかにない論点であろう。企業維持という意思決定・政策もまた，当事者間の利害調整

きたとすれば，それだけそのフローの想定も強固だということであろう。これは，資本市場でめまぐるしく入れ替わる出資者（株主）の動向や，株主総会の形骸化（所有と経営の分離）が常識的に語られている今日でもなお，いわゆる受託責任（解除）の発想が強固に残っていることに親近性があるといえる。とするなら議論は，その想定の是非にまで遡るはずである。つまり，いわば理念のレベルで受託責任（の解除）を想定するか否かと，いわば具体的な会計処理のレベルで「区別」を想定するか否かは，多かれ少なかれ連動するのだから，「区別」が不要と考えるときには，受託責任の解除が想定されない結果も承知しなければならないし，逆に，受託責任の解除を想定するときには，「区別」までを視野に入れないと議論は具体化しないわけである。

以上のとおり規準②は，一見して自明でありながら，実はそうではなかった。その点を確認しつつ，なにがこの規準を自明のようにみせるのかを探ることによって，そこにある想定（の相対性）を浮かび上がらせたのが，ここでの成果である。

規準③の照合―現代における社内資本金制度にみる事業別「区別」の実践

ここまでの，規準①②を，現在の（とくに日本での）制度的な会計に照らし合わせる作業から，特定の「区別」のあり方がより具体的に想定されつつある。そして，それをふまえれば，「区別」の【会計処理の単位】に関するここでの規準③の内容が自然と必要になってくる。ただ，本節の初めのほうでまとめておいたその内容のうち，事業別に「区別」が設定され得ることを確認するためには，工夫が必要である。というのは，組合・合名会社の規定をみても（株式会社の規定をみても），事業別の「区別」のあり方までは明らかにならないからである。

その詳細へと立ち入る前に，規準③がもつ基礎的な内容を確認しておくのがよいと思う。それは，次のように要約できる。規準②の意味で，アウトフロー

だというわけである。

（財産分配）が実績値にもとづいた「区別」を使って生じることが見越されるかぎり，その「区別」は自然と初めから実績値としてのインフロー（財産拠出，利益留保）によって構成される必要がある。もう少し丁寧にいうと，「区別」を経営者から出資者に対するアウトフローの根拠にするためには，前もって，出資者から経営者に対する直接的なインフロー（拠出資本）と，事業活動からのインフロー（留保利益）とを別個に，実績値として認識・測定しておくことが自然になるわけである[34)]。

このような規準③の想定に整合的なかたちで，組合・合名会社の規定には，拠出資本ないし資本金の計上（認識・測定）方法を直接的に定める規定がない。株式会社についての当該規定（会社法第445条のような規定）がない，というわけである。ただ，本稿にとっては，それもあまり不思議ではない。それだけ先に取り上げた規準②の想定が，規準③の会計処理をほぼ自動的にもたらす，とも考えられるからである。そうであれば，その処理を明示的に求める規定は，とくに必要ない[35)]。

---

34)　株主資本を，実績値としてのインフローにもとづいて計上しておく必要性は，期間損益計算の観点からも生じ得ると考えられるが，たしかにその観点と，そこから先の，財産分配までを見越して同様のインフローを把握しておく観点とは，同じでない。ここで焦点をあてようとしている事業別の「区別」も，本文で後述するとおり，とくに後者の観点から派生してくるものである。ただ，それら２つの観点は結果的に，実績値としてのインフローを把握する点で合流・連繋し得るし，それらのうちどちらが主導権をとるとしても，本文の見方は変わらない。

35)　そのように考えるとき，なぜ，株式会社の規定のほうには拠出資本ないし資本金の計上方法を定める規定が設けられているのかが問われるであろう。その理由は，（本稿の主題ではないので深くは立ち入らないが）結論的にいうなら，株式会社の場合，(1) 出資をめぐる出資者＝経営者間での利害調整の必要性が比較的に大きくなりやすいこと，また，(2) ほかの企業形態に比べると相対的に，「資本」の認識・測定について複数の方法を考えやすいこと（たとえば，株式の時価や当事者間の合意にもとづき得ること）にある。この私見については，拙稿「交付株式の会計にみる「拠出資本と留保利益の区別」のあり方と意義」『會計』第176巻第２号（2009年８月），および，前掲拙稿「わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質―会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度―(1) (2) (3・完)」を参照されたい。

その一方で，規準③として示した内容のうち，「区別」が出資者別に設定され得ることは，規準①の照合時に「各組合員の出資の価額」の想定から実質的に読み取られたものの，事業別に設定され得ることのほうは，前もってふれたとおり組合・合名会社の規定からだけでなく，その背景にある，上述のような想定からも，直接には読み取れない。せいぜい，その事業別の「区別」の設定が否定・排除されるような要因はみあたらない，といえるにとどまるであろう[36]。となれば，ここでもやはり組合・合名会社における「区別」の実務のあり方がどのようであるのか，気になってくる。

だが，とくにそれが実際に事業別に行われているかどうかについて，断片的な情報にふれることはできても，体系的な統計ないし全体的な傾向を示す資料はみあたらず，その実態はつかみづらい。以上のことからここでは，決して完全な方法とはいえないものの，株式会社における社内資本金制度を題材にして，事業別「区別」の有無ないし可否を読み取ってみたい。それによってたしかに，対象となるルールの外見とか企業形態は変わってくるけれども，事業の単位に注目するかぎり議論の一般性が失われない（むしろ拡張される）ことも，以下の説明から明らかになるはずである。

社内資本金制度に関しては，とくに日本の管理会計の分野で研究が蓄積されてきたようであり，概説も含めて，すでに著名なテキストや辞典で広く説明も行われている。したがって，それらをそのまま紹介する必要もないであろう。ここではそれよりも，社内資本金制度の特徴を，本稿のここまでの議論と結び付けて理解できるように要約しておきたい。それは次のように表現することができる[37]。社内資本金制度は，1つの会社内における事業（部）ごとの「区別」を設定する制度である。これは任意で行われるため，企業ごとの制度のあり方

36）　出資者ごとの「区別」と事業ごとの「区別」との関係については，本稿第6節を参照されたい。

37）　ここではとくに，挽文子「社内資本金制度の目的と機能」『原価計算研究』第20巻第2号（1996年2月），および，挽文子「社内資本金制度」安藤英義＝新田忠誓＝伊藤邦雄＝廣本敏郎編集代表『会計学大辞典　第五版』中央経済社，2007年参照。

や運用には，多様性や独自性が生じても不思議ではない。

実際，そこでの「資本金」は，本部から事業部に対してあらためての拠出が行われてから計上されるというより，もっぱら，該当する事業部に既存の資産（額）を規準にして，全社の（これも既存の）拠出資本が配分されたうえで，決定されていく金額とみられる[38)]。とはいえ，それらも実質的には，当該事業部に拠出されている（すでに拠出された）金額であると解釈できるであろう。それに加えて，事業部ごとに計上された利益は，そのまま留保することが認められるし，また，留保されるときも「資本金」に振り替えなくてよい。これらのことから，結論として同制度は，事業別「区別」をもたらす，といってよいであろう。

この社内資本金制度と，プロシア普通国法における「区別」との間で，共通する点として注目したいのは，出資者＝経営者間で生じる直接的な財産フローについての，想定のあり方である。社内資本金制度の場合，本部ないし本社が出資者に該当し，事業部が経営者に該当して，両者間の直接的な財産のフローが予定または想定されているのである。もっとも，同制度の個々の適用事例をふまえると，所有（出資者）と経営（経営者）の分離の程度が弱い（事業部に対する本部の影響力・支配力が強い）場合が少なくないようである。

その場合，両者間での財産分配をめぐる対立は抑制されて，「区別」にもとづく利害調整も必要とされない，とみられるかもしれない。しかし，それについては，またあとで（この次の段落で）ふれることにしよう。とにかく結論として，本部と事業部との間における直接的な財産のフローは明確に想定されているようであり，したがって，先の規準②にもとづく整理内容は共有される。いうなれば，社内資本金制度には，資本市場との距離感ないし隔絶感がある，ということになろう[39)]。

---

38)　たとえば，挽，前掲「社内資本金制度の目的と機能」，45-46頁参照。

39)　ここでの「距離感」や「隔絶感」という表現は，選んで使われているものの，（その響きのわりに）必ずしも消極的な評価を込めた表現ではない。たとえば，企業（経営者）は，自ら進んで資本市場の評価にさらされる（上場する）イン

そこではやはり出資者持分（いわば本部持分）も，時価や事業価値のような予測値ではなく，実績値としてのインフローから構成されているようである。とくに事業部から本部への払戻しは，債権者に対する借入金返済・利息支払いと類似性をもっているから，その前提になる実績値としてのインフローの把握が，そこでも自然であったはずであろう。さらに，本稿第６節でふれたとおり，プロシア普通国法の適用当時における「区別」は，秘密帳簿によっても行われていたようだが，これと同様に社内資本金制度の内容もまた，一般的には開示されず，企業内での（事業）管理のために使われている。

こういった，企業内部での管理の側面にも現れているように，もっぱら管理会計の領域において取り上げられてきた社内資本金制度はもしかすると，あくまで経営管理上の目的によるものであって，財産分配上の目的に関わるものとはみられないかもしれない。専門的な論稿においても同制度は，本部から事業部への投資が，とくに長期的にどれだけの収益をあげたのかを評価するという，経営管理目的に使われるとみられているようである[40)]。とはいえ，資金の調達源泉別に，たとえば「留保利益は本部に戻すが，拠出資本は戻さずに事業部に残す」といったかたちで社内資本金制度が用いられていることをふまえるなら，同制度も実質的には結局，財産分配をめぐる利害調整のために使われているといえるであろう。

センティブをもつ場合がある一方，理由をもって資本市場から離れる（非上場になる）場合がある。また，ある特定の上場企業を，自ら（の境界内に）取り込んで（非上場にして），効率化を図る場合もある。後者２つの場合には，市場からの部分的な断絶が積極的な評価を与えられているといってよいであろう。

他方，資本市場を想定しても，また，経営者から出資者に対するアウトフローが生じなくても，出資者から経営者に対するインフローのあり方・意義は単独でも問われ得る。というのは，そこでの資金調達の目的に関わる宣誓が，そのあとの資金運用のあり方について，拘束力をもち得るとみられるからである（前掲拙稿「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」を参照されたい）。インフローについての規準③は，アウトフローについての規準②から自然に導かれると説明しつつ，それらを別個独立に取り上げている理由のもう１つは，そこにある。

40)　たとえば，挽，前掲論文，44頁参照。

該当する事業（部）の個別的な業績をたしかめるためなら，たとえ長期的な経営管理に関心がある場合でも，（複数の期間の）損益計算書だけで事足りるはずである。しかし，そのために貸借対照表上での「区別」が使われるのは，財産分配も視野に入っているからであるとみるほうが，矛盾も少なくなるはずであろう。そもそも，財産分配が資金運用の問題として，経営管理上の論点に含まれるのであれば，両者は無関係であるとはいえない。つまるところ，「社内資本金制度は管理会計の論点である，だから財務会計の論点（利害調整）とは関係がない」といった見方に，実質的な意味があるとは思えない。

この見方に関連しそうな一例として，たとえば，財務会計の領域において，親会社と子会社のそれぞれ（連結ベースと個別ベースのそれぞれ）で行われる「区別」が取り上げられ，管理会計の領域において，ある会社内の本部と事業部とで行われる「区別」が取り上げられるとしよう。これらの間にとくに違いが感じられないとしたら（実際に，実質的な違いはないと思われるわけだが），それは，いずれにおいても事業投資（子会社ないし事業部への事業投資）ごとの「区別」が，実質的な検討の対象にされているからであろう[41)]。このような，管理会計と財務会計の論点上の接点から[42)]，「区別」をめぐって経営管理目的と財産分配目的とが結び付いているようにみえる点，それこそが，次に述べる理由から本稿にとって重要である。

たとえば，該当する事業部にとって利益留保はとくに必要でないとき，そのぶんは本部へと分配（返還）するのが経営管理上も効率的であり得る。それに対し，利益留保が認められないといういわゆる投資センターと比べて，また，事業部に利益留保を認めるのは好ましくないという批判もあるなかで，利益の留保が（その意図・意義を問われながらも）あえて認められる社内資本金制度

41）　この見方については，挽，前掲論文，47頁もあわせて参照。
42）　ここではとくに，財務会計と管理会計との峻別を必ずしも当然とは考えない，斎藤静樹＝徳賀芳弘「序」斎藤静樹＝徳賀芳弘責任編集『企業会計の基礎概念』（斎藤静樹（主幹）＝安藤英義＝伊藤邦雄＝大塚宗春＝北村敬子＝谷武幸＝平松一夫総編集『体系現代会計学［第1巻］』）中央経済社，2011年，iii頁参照。

では，拠出資本についてと同様に事業に残される段階で留保利益にも，積極的な根拠や合意が必要になっているはずである[43]。

より具体的にいうと，留保利益の金額には，配当規制上の分配可能額としてよりも，あるいはそれ以前に，業績の実現（達成，累積）度合い[44]とか，「資金調達⇒事業投資」のあり方[45]についての，経営者の見方・姿勢がより強く問われているはずであろう。実際，事業部（の責任者）に資本コストを意識させるため，拠出資本に利息を付すだけではなく，留保利益にも利息を付して，留保利益を拠出資本に近いかたちで扱う事例も（少ないが）みられるという。それは本稿第５節でみた，プロシア普通国法のもとでの（商事会社における）利害調整に近い。

ここではもちろん，社内資本金制度がプロシア普通国法の当時から実践されていたとみられているわけではないことを，念のため確認しておこう。１つの企業（会社）が複数の事業を抱えるようになって，その事業ごとに貸借対照表が作成されたり，さらには「区別」が設定されるまでになったのは，たしかに，企業（会社）の大規模化が進んでからのことであろう[46]。しかし，本稿が注目しているのは，社内資本金制度の成立それ自体ではなく，「区別」がもともと個別の事情をふまえた任意で目的別に設定され得る性質をもつ，ということで

43）　この見方については，前掲拙稿「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」を参照されたい。

44）　本部への返還（分配）やいわゆる欠損の填補が行われていない場合には，留保利益は，より長期的ないし累計的な事業業績を示し得るだけでなく，その返還等が行われている場合でも，業績の成り行きが比較的に不確実な状況である（将来的に損失が発生し得る）見込みがあれば，本部への返還が先送りされ得るであろう。この意味で，社内資本金制度のもとで留保利益は，業績の実現度合いを示し得る。

45）　業績の成り行きが比較的に確実だという見込みがあっても，あえて留保された利益は，追加的な事業のために残されたものである可能性があろう。その留保利益は，先行的な事業にあてられている拠出資本とともに，「資金調達⇒事業投資」の関係，あるいは，具体的な資金の流れについての，個別的なあり方，ひいては，想定を示し得る。

46）　社内資本金制度が日本（の企業）で採用されるようになったのは，昭和29年に松下電器が採用していらいのことであるという（挽，前掲論文，43頁参照）。

ある。だからこそ，現行制度のもとでも事業別「区別」は可能なのであって，その代表例が社内資本金制度であるとみることができる。

この制度は「区別」についての，規制に縛られない実務主導的な，当事者による任意性・自発性を示しているはずであろう。セグメントの設定の仕方が，企業ごとに異なり得るのに似て，事業部の設定も，そこでの「区別」の内容も，そして，そもそもそれを利用するかどうかも，ケース・バイ・ケースの任意だというわけである[47]。「区別」に対しては近年，その意義をあらためて問い直す動きがあるが，社内資本金制度としての「区別」は，現場にいる経営者たちによって自発的に使われてきた。法律等で強制されもしないのに，である。

以上のように，管理会計と財務会計とに接点を見出す視野をもったうえで，社内資本金制度を認知しているかどうかが，「区別」の位置づけをめぐる１つの分岐点になりそうである。ここで重要なことは，社内資本金制度が普及しているかどうかもそうであろうが，それ以上に，同制度の形式をとった「区別」が任意で可能かどうか，であろう。とりわけてそのことに反映されているように，本稿のタイトルにある事業別の「区別」は，そのGAAPとしての位置づけの手がかりであった。

つまり，「区別」はもともと，たとえば債権者保護という目的のための配当規制の観点による，トップダウンの制度的に強制されるものというよりも前に，その目的を意識していないはずの社内資本金制度のような事業別のアレンジも可能な，当事者によるボトムアップの任意にもとづいた会計のルール，という意味のGAAPの側面をもっている[48]。それを描出してきたのが，ここまでの，

47）　この見方について，ここではとくに，大日方隆『アドバンスト財務会計〈第２版〉』中央経済社，2013年，67-68頁参照。

48）　「制度」という表現に，「法規定にもとづく」というニュアンスを連想するのが当然でないこと（財務会計の領域に特徴的であること）は，社内資本金「制度」という表現からも理解される必要があると思う。少なくとも隣接他分野（とくに経済学）では，その連想では当然ではない。たとえば，制度派経済学の一派や，比較制度分析の方法を想い起こせる。最近では，その影響を受けた会計研究もある（たとえば，藤井秀樹『制度変化の会計学―会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済社，2007年）。

規準③の内容（の照合作業）である。

規準④の照合―利害調整のための任意的な会計ルールを取り込みやすい法規定

現在の日本においても通用する，規準①②③として整理した上述のことがらは，当事者間での自発的・任意的な財産分配をめぐる，会計数値を使った利害調整の実践にもとづくものであると理解できた。そういう，個別的には任意であるはずの利害調整の局面で使用されるという性格からいえば，「区別」にはもともと公的ルール化される必然性がなかった。実際，任意の社内資本金制度に顕在化していたように，そこでの当事者たち自身が互いに納得しあえるような「区別」のあり方を，各々で工夫すればよいというわけである。それでも，財産分配をめぐる紛争を広く緩和して，社会における利害調整コストを減らすニーズが生まれるとき，「区別」も公的にルール化（共有化）され得る[49]。その場合に，【ルールの形式】はどのようなものであり得るのか（あってよいのか）が，ここでの規準④にもとづく照合の内容である[50]。

《より外生的な要因としてのルール形式》

規準④の性質をより的確に理解するには，ここまでの規準①～③と比較しておくのがよい。このうちまず規準①は，「区別」のいわば目的・理念であり，そしてそのための手段・道具（会計処理）が，規準②③であった。「区別」のルールの中身をめぐる検討は，①②③までででも完結させることはできるから，既述のとおり，それらはより内生的な要因である。もっとも，目的というものが一般に規範的（外生的）な視点から与えられるとすれば，規準①を内生的な要因と

---

49)　同じことは，「区別」に限らず，会計のルール一般についていえるであろう。ここではとくに，大日方，前掲書，191-193頁参照。

50)　それは，前掲拙稿「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置づけ」，第４節においても取り上げた内容である。それを受け，本稿のほうではとくに，「GAAPとはなにか」（とりわけ，ボトムアップで生じるルールか，それともトップダウンで生じるルールか）という問題意識に向けて，検討が深まっていると思う。

みることには違和感をもたれるかもしれない。だがここまで，その①が②③を導きつつ１つの体系を築いていたと解釈できたことをふまえ，本稿ではこれらをより内生的な要因とみよう。

それに対し，ここで照合を行っていく規準④（および次の規準⑤）は，以下でも説明を加えていくとおり，ルールの内面というよりも外面に関わっていた。したがってこれ（これら）を，「区別」のあり方にとって，より外生的な要因とみることにしよう。実際，おそらく一般に会計の問題として捉えられやすいのは，上述の内生的な要因までであるとみられる。そこで，ひとまずその見方を受け入れておきたいのである。そのうえでなお以下では，規準①～③と規準④とは決して無関係でなく，ルールの形式は，そのルールの実質に左右されることを示していこう[51]。ここまで規準④以降の要因を「外生的」と断定せずに，「より外生的」と相対的に表現しておいたのは，そのためである。

《任意的な利害調整，任意的な法規定》

そういう性質をもった要因と位置づけられる，任意的な利害調整のための「区別」のルール形式として，プロシア普通国法のもとで選ばれていたのは，任意規定であった。「選ばれていた」といっても，同法が適用されていたのは，会計基準という形式の発想・選択肢がなかったとみられる時代・地域においてである。したがってそこでは，そもそもルール形式として会計基準を選びようがなかったとするなら，好むと好まざるとにかかわらず会計ルールの形式には法規定が採用されるのが自然であったろう。

それでも本稿にとって重要なのは，ひとくちに同じ法規定の形式といっても，適用が強制された強行規定ではなくて，任意規定が使われていたということである。なるほど，財産分配のための「区別」のあり方には，当事者本人たちによる任意性・多様性もあってよいという利害調整の想定下ではもともと，強行

51）　あくまで，ルールの内容が形式を左右する（規準①～③が規準④を左右する）のであって，その逆ではないことを強調しておきたい。このことについては，本文でも後述する。

規定に比べて個別のアレンジが相対的に容易な，いわば「区別」の大枠までを決める任意（的な法）規定の形式のほうが，有効だったかもしれない。

それと同様のことは，情報提供の画一性・比較可能性が求められる，現在の会計基準と比較しながら，法律の任意規定の性格を考えてみてもいえるはずであろう。もちろん，とくに会計基準のもとで，当事者の任意性が一切認められないというわけではない。とはいえ，基準として示されたものとまったく別のルールを適用してもよいという発想が，法律の領域におけるような任意規定と強行規定という分類が確立するほどまでに，会計基準の領域において採られてきたとも考えづらいであろう[52)]。たとえ，実務から集約されてきたデファクト的な会計基準のもとであっても，当事者の間で任意変更可能のデフォルト的な初期設定ルールが想定されやすいとはかぎらないわけである。

日本での，「区別」にもとづく財産分配のルールを定める形式も，まず組合・合名会社についていえば既述のとおり，法律上の任意規定であった。たしかに（組合・合名会社にも通用するはずの）「企業会計原則」は「区別」にふれているとみられることが多いが（一般原則・三），歴史的に先行したのは上記の任意規定だったし[53)]，たとえそういう通時性を度外視しても「企業会計原則」はもともと，法律上の（任意規定でもないが）強行規定ではなかった[54)]。他方で株式会社に対しては，資本制度ないし配当（分配）規制に関連するルールが，強行規定によって定められている。しかしそれは，株主有限責任と引換えの，債権者保護という目的が追加されているからである[55)]。

---

52)　財務会計の領域において有名な「真実かつ公正な概観」（true and fair view）と離脱規定も，会計の機能（そこでは利害調整よりも情報提供）とルールの形式（会計基準ではなく法規定）とに照らして，ここでの見方を変えない。

53)　当該規定はさらに，商工省「財務諸表準則」よりも先行していた。同「準則」については，たとえば，安藤英義「〈研究ノート〉商工省「財務諸表準則」(1934年)―「企業会計原則」に対する先駆性―」『専修商学論集』第95号(2012年７月)参照。

54)　「企業会計原則」と「区別」の関係については，前掲拙稿「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置づけ」，第４節も参照されたい。

55)　たしかに，企業会計基準第５号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」は，「区別」の表示方法を定めている。しかし，それはもっぱら，法規定が「区別」を求めていることを受けてのことであって，同基準自体は「区別」の

有限責任までしか負わない出資者（株主）による財産分配の決定について，少なくとも手続上は直接に関わることができない債権者に配慮され，実効性はともかくも一定の財産（純資産）維持が株式会社には強制されている。しかし，そういった債権者保護のあり方が採られない場合なら，社内資本金制度が強制されないのに似て，無限責任を負う出資者で構成される企業におけるのと同様のルール（の形式）でよかった。つまり，「区別」をめぐるルールは，デフォルト部分だけを任意規定により設定しておいて，そこから先は定款に定めるにせよ総会等の機関で決議するにせよ，当事者たち自身にゆだねてかまわなかったわけである[56)]。

このように，強制的な配当規制そのものと違って相対的に縛りの弱い「区別」はもともと，直接に配当可能・不可能の線引きまでを行ったりはしない。そのような最終的な線引き・調整は，当事者たちが自ら会計数値を用いながら行い，その持分を決めていく[57)]。こういう「区別」の任意性は，規準①～③の照合で確認したとおりである。それを含めた，会計の任意的な利害調整機能に関わるルール形式としては文字どおり，会計基準よりも，法律上の任意規定のほうが理想的・典型的に適している場合もあり得る，と前述した所以である。これらのことから，会計の目的・機能と，それを果たすためのルール形式との間には，相性（向き・不向き）があるといってよい。本節の結論を意識していうなら，

意義づけに積極的ではないようにみえる（第27-28項参照）。

56）　もっとも，そのような意味の，ルールの不設定あるいは廃止により当事者たちに転嫁され得るコストもふまえておく必要があろう。それでも逆に，会計ルールの設定や遵守（の監督）にもコストはかかるから，要はトータルでのコスト（とベネフィットの）衡量である。また，「区別」の運用・あり方が当事者へと一任されて，それについてのルールが（とくに会計基準から）削除される場合でも，そのことは必ずしも，「区別」が禁止されたり不可能になることまでを意味しない（本節で説明してきた規準①および③を参照されたい）。なんらかの理由で禁止・不可能とされないかぎり，「区別」を必要とする当事者はそれを自発的に行えばよいだけである。

57）　こういった帰結に結び付くからこそ，直接には財産分配のために使われる「区別」が，期間損益計算の次元にまで遡り得るのであった（このことについては，本稿第6節を参照されたい）。

規準④を現行の会計制度と照合しても矛盾はなかった，といえる。重要なことは，ルールの形式でルールの実質を決めるのではなく，相性のよい形式を選ぶのは実質のほう，ということであろう。

《GAAPの定義，規制の方法，ルールの実質と形式》

それでもなお，（やや極端な例だが）法規定というルール形式の外観だけをみて，「区別」は会計上の論点やGAAPではなくて法律上の論点や配当（財産分配）規制の問題であると結論づけられるとすれば，それは不用意・不合理に視野を狭めかねない。そう結論づけるには，ここまで規準①②③にもとづいて確認してきた「区別」による利害調整を（なんらかの合理的な理由をもって）視野の外に置く必要がある。もとより，ある会計ルールについて法律が媒体になるとき，そのルールはGAAPすなわち「一般に認められた会計原則」でなくなるのか，自明ではない。GAAPの一般的な定義をふまえても，そのルールの形式に特別な制約はないように思えるし，少なくとも，その形式が会計基準に限られているとはいえない[58)]。

それに関連して，たとえば，会計の情報提供機能に関わるルールが，最近の会計基準では重視され，GAAPの核心を占めつつあるとしよう。そうだとしてもそれらは，そのまま証券取引法・金融商品取引法の規定だけでなく，商法・会社法の規定にまで取り込まれることがある。特定の会計ルールが法律に取り込まれる現象は，財産分配の裁定・調整を含めた利害調整機能に関わるルールに固有ではない。会計基準においてもっぱら上場企業が想定され，会計の利害調整機能よりも情報提供機能のほうが注目されるとき，そこでとくに画一性を図るためであれば，法律上の強行規定も相性のよい（実効性を確保しやすい）

58)　たとえば，斎藤静樹「会計基準と基準研究のあり方―整合性・有用性・規範性―」大日方隆編著『会計基準研究の原点』中央経済社，2012年，第１章所収，13頁，脚注20のほか，より具体的には，伊藤邦雄「会計原則」安藤英義＝新田忠誓＝伊藤邦雄＝廣本敏郎編集代表『会計学大辞典　第五版』中央経済社，2007年参照。また，平成22年６月８日の企業会計審議会総会議事録（三井企業開示課長ご発言）および資料５－２参照。

形式であろう。

それにもかかわらず，とりわけ「区別」に関しては，株式会社に対する強制的な（債権者保護のための）配当規制にも取り込まれてきたという外見だけを強調すると，より本来的とみられる，出資者＝経営者間での「区別」の利用について，会計（学）の立場からの検討が手薄になってしまってもおかしくない。そういう視野の限定が，いわゆる会計制度の「負の効果」や「逆効果」の原因になってきたはずであろう[59)]。たしかに，反対に視野の拡張は，それだけ研究の難度を高め得るのであろうが，だからといって会計制度の「負の効果」「逆効果」を容認してもよい，ということにはならない。

もっとも，とくに「区別」の場合，それが「企業会計原則」に含まれているのなら，そのことだけで形式的にも「区別」はGAAPであると，認められるのかもしれない。その可能性は否定できないが，それでも，「企業会計原則」の文言に依拠しただけでは，本稿で描出してきた，「区別」にもとづく具体的な利害調整や，そこに向けた任意規定の使い方まで，おそらく読み取れまい[60)]。さらにいえば，会計人たちの間で有名な受託責任（の解除）についても，その意味内容を具体的にルール化してきたのは，法律上の任意的な規定であった[61)]。「区別」だけでなく受託責任（の解除）もまた，当事者（出資者＝経営者）間の納得をつうじた，会計数値にもとづく利害調整であるということ（原因）の表われが，そこでの任意的なルール形式のあり方（結果）であったとみられるわけである。

仮に，会計独自の目的と法律独自の目的という分類が独立して存在する場合でも，それらに共有できる部分があるときは，規制手段としてより有効な形式が選ばれるだけであろう。それは上述のとおり，会計の情報提供機能について

59）　須田一幸『財務会計の機能―理論と実証』白桃書房，2000年，序章および終章参照。

60）　前掲拙稿「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」，179頁もあわせて参照されたい。

61）　前掲拙稿「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置づけ」，第３節を参照されたい。

も観察される事象であった。まして，財産分配や受託責任解除は，会計行為の範囲を超えるから，その範囲全体をより直接的に取り扱える法規定のほうに，まとめて「区別」のルールまでが引き込まれることにも，不思議はない。そのほうが，規制の仕方として，効率的であり得るからである。「区別」（ひいては拠出資本・留保利益の測定）を決めているのが，法律であるのか会計であるのかは，やはり自明でない。

ならば，たとえルール形式が法規定しか存在しなかった特定の地域・時代における会計（会計制度および制度会計）注視する場合であれ，会計基準が広く定着した現状の会計に注視する場合であれ，情報提供や利害調整といった個別の機能ごとに相性のよいルール形式を広く視野に入れてこそ，片手落ちでない議論を可能にしやすいのであろう。日本の先例でいえば，「企業会計原則」と商法・会社法計算規定とが対立的な構図で位置づけられてきた時期があったのも事実であろうが，そこでの対立軸は，ルールの形式・外形のあり方以上に，それぞれの実質・中身の違いにあったはずである。

ここでもそういう根本的な視点に立ち返りながら，形式・国境・時流に振り回されない普遍的な検討を心がけたい。会計処理をめぐって念頭に置かれるsubstance over formの理念は，会計ルールの検討についても適用されてよい。会計ルールの実質を問おうとすれば，どうしても会計の本質観や目的観にまで立ち入る必要が生じて，議論の分岐点もある程度は錯綜するかもしれないが，会計基準か法規定かというルールの形式を分岐点にしてしまう短絡は避けられるであろう。会計ルールの形式は，GAAPであるかどうかの切り口ではなくて，既述のとおりむしろ，会計の個別的な機能との相性に照らしてこそ意味のある切り口であるとみられる。

《GAAPの抽象性，会計ルール研究の普遍性》

規準④までの，（もっぱら共時的な）照合作業によって得られる成果として最後に，ここで本節タイトルの問いに対する答えを示しておきたい。

そのために当面は，GAAPを「一般に認める」直接的な主体が，会計を行う

当事者たちであると仮定しておこう。会計はもともと，だれに強制されるでもなく，経営者によって自発的に行われ始めたとみるなら，そういう会計の実務が次第に，いわばボトムアップ的なデファクト・スタンダードとしてGAAPを形成していったというのが，おそらく自然な見方になるであろう[62]。このとき，該当するルール（GAAP）の形式の典型が（その頭文字から先験的・直感的にも），会計原則，ないし，会計基準であるとみられておかしくはない。というのも会計原則・会計基準は，アメリカでは伝統的に，また，日本でも現在は，（公的機関よりも実務に近い）民間組織によって設定されているからである。会計基準が法律と同じでないのも，会計が本来，実務にもとづくものであって，そこでのルールも（民間の）当事者たちの合意により形成されてくるから，という見方もできるかもしれない[63]。

しかし，会計のそういう側面をふまえてもなお，ルールが公的に設定されるときの形式として法律上の任意規定が選択されることは，不思議ではなかった。そのほうがむしろ，とくに利害調整のような局面で当事者間の合意を取り込むデフォルト・ルールの発想には整合的であった。もしそこで，法律を設定する主体に，会計の現場から生じるボトムアップ的なデファクト・スタンダードを否定・排除する意図があったなら，そもそも任意規定の形式は選ばれなかったはずであろう。法律が理念的に，いわばトップダウン的に遵守を求めるルールについては，強行規定が使われておかしくなかったわけである。とくに，このときはより明確に，特定のルールを直接に「一般に認める」主体が，立法府等の公的（行政）機関になっている。

以上のことから，法律がある（会計）ルールを規定するとき，そのプロセスはボトムアップ的とトップダウン的のどちらでもあり得る，ということになる。

62）　ただし，実際は，帰納的な会計ルール形成の過程に関する議論にあいまいな点が多いことについて，大日方，前掲書，202-203頁参照。

63）　なお，この見方については，財務会計基準機構「企業会計基準等の開発に係る適切手続きに関する規則」に加えて，大日方，前掲書，195-196頁も参照されたい。

法規定は一般的に，トップダウン的に定められるものという先入観をもたれるかもしれないが，プロシア普通国法のもとでの「区別」は，公的機関（政府）が実務から吸収した，ボトムアップ的なルールであった。それに対して，会計基準がつねにボトムアップ的に設定されるとみるのも，やはり偏見であろう。日本での出来事でいうなら，いわゆる会計ビッグバンも，近年までの国際的な会計基準への収斂の過程も，トップダウン的な性格を部分的にせよもっていたようにみえる。この意味でもルールの形式は，ルールの実質ないし形成過程を，先取り的に決定・制約するわけではない。それに加え，会計ルールの設定主体が公的機関であるか民間組織であるかという外見も，ルールの中身を決定づけるわけではない。

もとより，GAAPの設定主体が「ボトム」と「トップ」のいずれであるのかは，必ずしも明確でない。その影響なのかもしれないが，どちらの主体に注目するのかも，そのときどきの論者ごとの主観的な文脈に応じて適宜，使い分けられるようである。たとえば，会計には，強制力など付与されなくても，会話のための言語に類似する意義があるから，実務も基準も自発的に構築されるという，ボトムアップの側面が強調されることがある。その一方，権威ある組織によって，会計基準として設定されるものが会計ルールであるという表面的な分類が行われたり，実務での一律適用を重視して，ルールに与えられる（法的）強制力を伴う，トップダウンの側面に注目されることがある[64)]。結果として，GAAPの定義も抽象的（あいまい）になるわけであろう。

ただ結局，そのいずれによっても，ここまでに照合してきた「区別」の位置づけは左右されない。形式が法律だからGAAPではないという見方も，形成のプロセスがボトムアップだからそれではないという見方も，「区別」のGAAPとしての位置づけを反証できない。ここに至るまでに，議論が混迷することも

64)　「GAAP＝会計基準」という形式を前提にしながら，会計ルールに与えられる（法的な）強制力・根拠の有無に一喜一憂するのは，アド・ホックな権威主義である。その主義と，ルールの実効性をふまえて規制方法を選択しようとする発想とは，同じではない。

覚悟のうえで，結論としては同じになる趣旨を，違った切り口で繰り返し確認してきたのは，異なる主義の反証をできるかぎり多く試そうとしたためである。それによる上の結論を，少なくとも本稿自体は強調しなければならないと思うが，とはいえそもそもGAAPの通説的な定義ですらあいまいであるために，「区別」がその定義に反するかどうかの反証の可能性は，最初から低くなっていたかもしれない。

そうだとすると，たとえば結果的に，「区別」のルールがボトムアップ的に形成されてきたことは記述的に否定できなかったとしても，それを根拠にして「区別」の位置づけがGAAP（の定義）にあてはまるかどうかの結論を出そうとするのは，あまり効果的・有望な作業ではないかもしれない。というのは，GAAPの定義が抽象的だからということもあるが，その抽象性が，会計ルールの形成過程や形式の多様性による必然でもあり得るとしたら，とくに「区別」の場合，定義上の矛盾が明らかといえないかぎり，ルールのあり方と「ボトム」（実務）における使われ方とにあらためて注目していくほうが，議論の輪郭は定まる可能性が高いと思えるからである。

それは，ここまでの，規準①から規準②③を記述的に引き出してくる作業をいったん終えて，今度はそれを反対向きに遡るかたちで，規準②③を実証的に確認する作業から規準①の状況を評価しよう，ということでもある。もとより，会計ルールの普遍性についても繰り返し反証（実証）を続けるしかないわけだが，本稿もここに至ってその対象となる仮説がみえつつある以上，そこから先は，規範よりも実証であろう。「区別」の意義をめぐってなお残る課題はやはり，ごく一般的にいえば，日本におけるその実務のあり方についての把握であると思うのである（本稿脚注20も参照されたい）。

「区別」についての，実務での使われ方と公的なルールとの一般的な関係を探るという課題は，（それらのうちどちらが他方を決めるのか，という側面がとくに）簡単でないと思われるが，いずれにしてもその研究のための手がかりになる素材を提供してくれていたのが本稿の場合，プロシア普通国法であった。既述のとおり同法においてすでに，特定の会計ルールに対する向き・不向きに

照らしながら，任意規定を用いるのか，それとも強行規定を用いるのかという，規制の手段が問題になっていた。そこではルール形式が，会計にとって，より外生的でありながらも，内生的な要因を示唆してくれる要素であった。

本稿ではそのような見方から，プロシア普通国法の会計規定を取り上げて，とくに強行法規とは対比的な任意法規の特徴を浮き彫りにしつつ，その背景にあったはずの実務の性格を見出してきた。そのことが，「区別」をとくに明示的にボトムアップの会計ルールとして位置づけたうえでの，その意義をめぐる実証研究へと向かう可能性を確保してくれるように思うわけである。それは，本稿のタイトルにある，出資者＝経営者間の利害調整のための事業別「区別」がもち得る意義について，「理論なき実証」（規準②③なしでの規準①の確認）を避ける手がかりであったといってもよい。

関連して，それらの，利害調整向けのルールがもつ性格と比べてみるとき，会計基準にもとづくルールの特徴もあらためて，より明確になってくる。会計基準の適用対象として想定される企業が，すでにふれたとおり，もっぱら上場企業であるとすれば，その基準の目的を会計一般の目的と同一視してよいのかが問題になり得る。このことはとくに，個別的・任意的な利害調整機能に注目するときには，会計基準を直接の研究対象とはしづらい可能性を示唆するはずであろう。それは同時に，会計基準で会計実務を代理させる研究の，あくまで擬制的な側面を確認させてくれるはずである。

そうであるなら一層，会計（≠会計基準）の機能として利害調整機能が否定されないかぎり，それを的確に視野に収めるためにも，形式だけをみたルールのふるい分けには，やはり慎重であったほうがよい。後者のほうが適用企業の対象は広いとするなら，上場企業向けの会計基準が利害調整機能に直接的には配慮しない場合は，中小企業向けの会計基準や会社一般を対象にする法規定が，その機能に関わるルール形式を担うことになる。それも検討対象に含めてきたのは，いわゆる制度会計論であった[65]。ほかの規準と比べ，ここで取り上げた

65）　前掲拙稿「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置

規準④についての記述が厚くなったのは，本節冒頭で述べたとおり，「区別」の位置づけが，会計基準研究や制度会計研究に良くも悪くも反省を迫ると思うからである。

ここまで，規準④の照合をつうじて問うてきたことは，「区別」がGAAPであるのかどうか，それを決定づける分岐点はなにか，であった。とくに，利害調整と会計との関わりを論じるときは，法律上の（任意）規定と，その背後にある実務とを，つなぎあわせつつ視野に入れる必要がある。それによってこそ，会計ルール研究は，合理的な普遍性に迫り得ると見込まれる。その意識をたしかめられたことが，ここでの成果であり，それによれば（限定的・途中経過的な意味ではあるものの），「区別」がGAAPであることを否定できなかった。

（未完）

づけ」（とりわけ第５節）を参照されたい。

引用文献一覧（本号分）

和文文献

安藤英義「〈研究ノート〉商工省「財務諸表準則」(1934年）―「企業会計原則」に対する先駆性―」『専修商学論集』第95号（2012年７月)。

伊藤邦雄『会計制度のダイナミズム』岩波書店，1996年。

伊藤邦雄「会計原則」安藤英義＝新田忠誓＝伊藤邦雄＝廣本敏郎編集代表『会計学大辞典　第五版』中央経済社，2007年。

上柳克郎＝鴻　常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法(1)　会社総則，合名会社，合資会社』有斐閣，昭和60年。

内井惣七『科学哲学入門―科学の方法・科学の目的』世界思想社，1995年。

大日方隆「整合性分析と実証研究」大日方隆編著『会計基準研究の原点』中央経済社，2012年（第20章所収)。

大日方隆『アドバンスト財務会計〈第２版〉』中央経済社，2013年。

片野一郎『新簿記精説（下巻）―財務会計の理論と実務の精講―』同文舘，昭和58年。

川端保至「会社法制の萌芽と株式会社会計―ドイツの会社定款と株式会社会計実務」千葉準一＝中野常男責任編集『会計と会計学の歴史』（斎藤静樹（主幹）＝安藤英義＝伊藤邦雄＝大塚宗春＝北村敬子＝谷　武幸＝平松一夫総編集『体系現代会計学［第８巻]]）中央経済社，2012年（第５章所収)。

川本　淳「エンティティーと持分」斎藤静樹＝徳賀芳弘責任編集『企業会計の基礎概念』（斎藤静樹（主幹）＝安藤英義＝伊藤邦雄＝大塚宗春＝北村敬子＝谷　武幸＝平松一夫総編集『体系現代会計学［第１巻]]）中央経済社，2011年（第４章所収)。

神田秀樹『会社法〔第15版〕』弘文堂，平成25年。

企業会計審議会総会（平成22年６月８日開催）議事録・資料。

久野光朗編著『新版　簿記論テキスト』同文舘，平成19年。

古賀　実「〈研究ノート〉協同組合簿記の若干の問題点」『商學討究』第20巻第３号（昭和44年12月)。

斎藤静樹＝徳賀芳弘「序」斎藤静樹＝徳賀芳弘責任編集『企業会計の基礎概念』（斎藤静樹（主幹）＝安藤英義＝伊藤邦雄＝大塚宗春＝北村敬子＝谷　武幸＝平松一夫総編集『体系現代会計学［第１巻]]）中央経済社，2011年。

斎藤静樹「会計基準と基準研究のあり方―整合性・有用性・規範性―」大日方隆編著『会計基準研究の原点』中央経済社，2012年（第１章所収)。

斎藤静樹『会計基準の研究〈増補改訂版〉』中央経済社，2013年。

鈴木祿彌編『新版　注釈民法(17)　債権(8)』有斐閣，平成５年。

須田一幸『財務会計の機能―理論と実証』白桃書房，2000年。

納屋雅城「民法上の組合における損益分配の割合の推定の例外―東京高裁平成一五年一一月二六日判決を素材として―」『近畿大學法學』第53巻第１号(2005年７月)。

挽　文子「社内資本金制度の目的と機能」『原価計算研究』第20巻第２号（1996年２月）。
挽　文子「社内資本金制度」安藤英義＝新田忠誓＝伊藤邦雄＝廣本敏郎編集代表『会計学大辞典　第五版』中央経済社，2007年。
藤井秀樹『制度変化の会計学―会計基準のコンバージェンスを見すえて』中央経済社，2007年。
我妻　栄編集代表『旧法令集』有斐閣，昭和43年。

拙　　稿

「「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定」『経営総合科学』第88号（2007年３月）。
「「払込資本と留保利益の区別」と出資者・経営者の利害調整」安藤英義先生退官記念論文集編集委員会『会計学論考―歴史と最近の動向』中央経済社，2007年。
「わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質―会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度―（1）（2）（3・完）」『愛知経営論集』第155号・第156号・第158号（2007年２月・2007年７月・2008年７月）。
「純資産・株主資本の簿記と発行済株式の簿記との相互補完―全体的・金額的な把握と個別的・質量的な把握の分担―」『日本簿記学会年報』第24号（2009年７月）。
「交付株式の会計にみる「拠出資本と留保利益の区別」のあり方と意義」『會計』第176巻第２号（2009年８月）。
「勘定理論と「拠出資本と留保利益の区別」の主従―名目・実在勘定の分類と損益資本金振替えの可否との関係―」『日本簿記学会年報』第28号（2013年７月）。
「「拠出資本と留保利益の区別」の基礎的な想定と制度会計的な位置づけ」『産業經理』第73巻第３号（2013年10月）。